

令和3年度

(令和2年度事業対象)

忠岡町教育委員会 点検・評価報告書



令和3年9月
忠岡町教育委員会

はじめに

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月施行）、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。

忠岡町教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

I 忠岡町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書	
1. 目的	1
2. 点検・評価の方法	1
3. 外部評価委員（学識経験者）の知見活用	2
II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1. 教育行政	3
2. 教育財政	7
III 事務事業評価シート	
1. 令和2年度事務事業シート一覧	8
2. 個別シート	10
3. 評価委員の意見（外部評価）	32
【資料編】	
• 忠岡町教育大綱	資料1
• 忠岡町教育基本方針（令和2年度学校園における指導の方針）	資料2
• 教育委員会の組織と事務局職員（令和3年4月1日現在）	資料17
• 教育委員会事務局事務分掌	資料17
• 忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び 評価のための教育委員会評価委員設置要綱	資料20
• 忠岡町教育委員会事務事業点検・評価実施要領	資料21